

「深川市地域材利用推進方針（案）」の概要

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく国の方針に即して定められた「北海道地域材利用推進方針」に即し、深川市の建築物及び公共土木工事等における地域材(※)の促進に関する基本的方向等を定める。

※「地域材」とは、道内の森林から産出され、道内で加工された木材をいう。

第1 建築物等における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

- ・地域材の利用を促進することは、森林資源の循環利用や山村地域の活性化等に貢献
- ・木材は再生産可能な資源であり、カーボンニュートラルの特性を有することから、地域材の利用及び適切な森林の整備の促進は、脱炭素社会の実現に貢献
- ・建築物をはじめ、公共土木工事などの多様な分野で地域材の利用を拡大することが重要
- ・地域材の利用の促進に向けた各主体の取組や市民への普及啓発が重要

第2 建築物等における地域材の利用の促進のための基本的事項

- ・建築材料として木材が選択されるよう、安全性等に関する情報を提供
- ・住宅分野における地域材の利用状況や流通状況等について調査するなど、地域材の利用を促進
- ・公共建築物における木造化に係るコスト面の課題解決状況等を踏まえ、木造化を促進
- ・内装等の木質化、木材製品及び木質バイオマス等の利用を促進

第3 市が整備・施工する公共建築物等における地域材の利用の推進

- ・公共建築物はコストや技術の面で困難であるものを除き、木造化・木質化を推進
- ・木材製品や木質バイオマスなどの利用を推進

第4 建築物等の整備・施工の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

- ・素材生産業者や木材製造業者等の地域材の供給に携わる者が連携し、地域材の需要に関する情報を共有
- ・建築物等の整備・施工における利用動向等を共有するなど、地域材の安定的な供給を確保

第5 建築物以外での地域材の利用の促進

- ・農畜産分野における低コスト化や地域材利用の優位性を発信するなど、地域材の利用を促進
- ・木質ペレット等の木質バイオマスのエネルギー利用を促進
- ・林内に残された幹や枝などの林地未利用材の効率的な集荷システムの構築及び安定的な供給体制の整備を促進

第6 その他必要事項

- ・公共建築物等の整備において、地域材の利用に関するニーズ等の把握、整備・施工及び維持管理に係るコストを総合的に判断
- ・市の関係部署間で情報交換等を行うほか、地域材の利用状況に関する調査や利用の促進に向け普及PRを実施